

事業所各位

羽曳野市保健福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス等に係る請求について(通知)

平素は本市福祉行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害福祉サービス等の請求は、国保連合会の一次審査で返戻になっていない場合であっても、市町村審査(二次審査)により返戻になる場合があります。

大阪府国民健康保険連合会のホームページに、「障がい福祉サービス費等請求に係るエラーコード等について」が掲載されていますが、本ページでも、羽曳野市への問い合わせが多いエラー等について情報提供させていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

1. 支給量の超過に関する警告について

EG28 ※資格:請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

サービス提供月の月日数が31日でなく 30 日までの場合などに、契約支給量が超過して警告が出るケースが多いです。実際の利用量が超過していなければ請求は通りますが、複数事業所で利用量を合計すると支給決定量を超過する場合は請求が認められません。

PP04 ▲支給量:請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

複数の事業所を利用し、利用量の合計や契約量の合計が支給決定量を超過している場合に警告が出ます。実際の利用量が超過していなければ請求は通りますが、複数事業所で利用量を合計すると支給決定量を超過する場合は請求が認められません。

受給者証の別冊に事業者記入欄がありますので、利用者との契約時には契約量等を記載し、新たに利用する事業所がないかを小まめに確認しながらサービスを提供するようにしてください。

EG27 ※資格:請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

EG38 ※資格:実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

EG60 ※資格:請求明細書のサービス提供日数が原則の日数(当該月の日数から8日を控除した日数)を超えています

原則として請求を通すことができませんが、例外的に認められる場合があります。

たとえば、短期入所の利用日数をごく短期間のみ変更した場合に、支給量をデータ上では変更せず、受給者証の印字のみ変更することがあります。このような場合は警告が出ますが、請求は認められます。基本的には事前の申請と受給者証の作成が必要になりますので、最新の受給者証を

必ず確認したうえでサービスを提供するようにしてください。

また、利用日数特例の届け出を行っている場合でも、原則の日数を超過する月には警告が出ます。事前の届け出が認められていても、原則として援護市である羽曳野市へ利用日数管理票を毎月提出し、利用日数を報告する必要があります。市町村審査（二次審査）で利用日数管理票を確認することで請求を通すことができますので、ご注意ください。

利用日数特例は、日中活動サービス等の事業運営上の理由から「原則の日数」を超える支援が必要となる場合に、大阪府へ事前に届け出を行い、年度内で利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内で月ごとに日数調整できるようにする制度です。この特例は一つの事業所内での日数調整に限るため、複数の事業所を利用される場合は、利用日数特例の対象外となります。原則日数（月－8日）を超えて複数事業所の利用を希望される場合は、事前に羽曳野市へ申請し、必要な利用量の支給決定を受けておかなければ返戻の対象となりますので、ご注意ください。

2. 利用者負担額の上限額管理について

設定された利用者負担上限月額を超過する利用額がある場合で、複数事業所を利用するケースや、障害児のきょうだい間における利用額の調整が必要になるケースなどは、利用者負担の上限額管理の登録を行う必要があります。上限額管理事業所の登録には羽曳野市へ届け出が必要です。

上限額管理事業所を登録して請求する場合に、利用者負担上限額管理結果票に誤りがあると請求が通らないことがあります。上限額管理結果票に載っていない事業所の利用実績や、金額の誤り、きょうだいの登録漏れがないかなどの確認をお願いします。

複数の事業所にわたり影響も出てきますので、間違いのないように各事業所と十分に連絡をとりあい、利用対象者にも確認してください。

また、請求で確定してしまった上限額管理結果票のみを修正する場合、過誤申立書の提出は不要です。確定してしまった月以降の1～10日の請求受付期間に、作成区分を「修正」にしてデータを送りなおしてください。

「新規」で送った1～10日の当初の請求受付期間内や、10日～3営業日内（最終日は13時まで）の差し替え期間中にやり直す場合はデータを取り下げ、作成区分を「新規」にしてデータを再度送ります。

なお、上限額管理結果票が返戻になっている場合はその情報が確定していないため、次回以降の請求受付期間（1～10日）に、作成区分を「新規」にして正しい情報を送ってください。

【問い合わせ】

〒583-8585

羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市保健福祉部障害福祉課

TEL:072-858-1111(代) (内線1156)